

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和2年8月7日（金）
本会議終了後
場 所 第2委員会室

～審査内容～

1 市役所本庁舎耐震改修事業について

2 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）について

工事名称 市役所本庁舎整備事業(建築主体工事・機械設備工事)

工事期間 着工日 (契約締結後) 令和 元年 10 月 30日 竣工日 令和 3年 3 月 31日 [約17.1ヶ月]

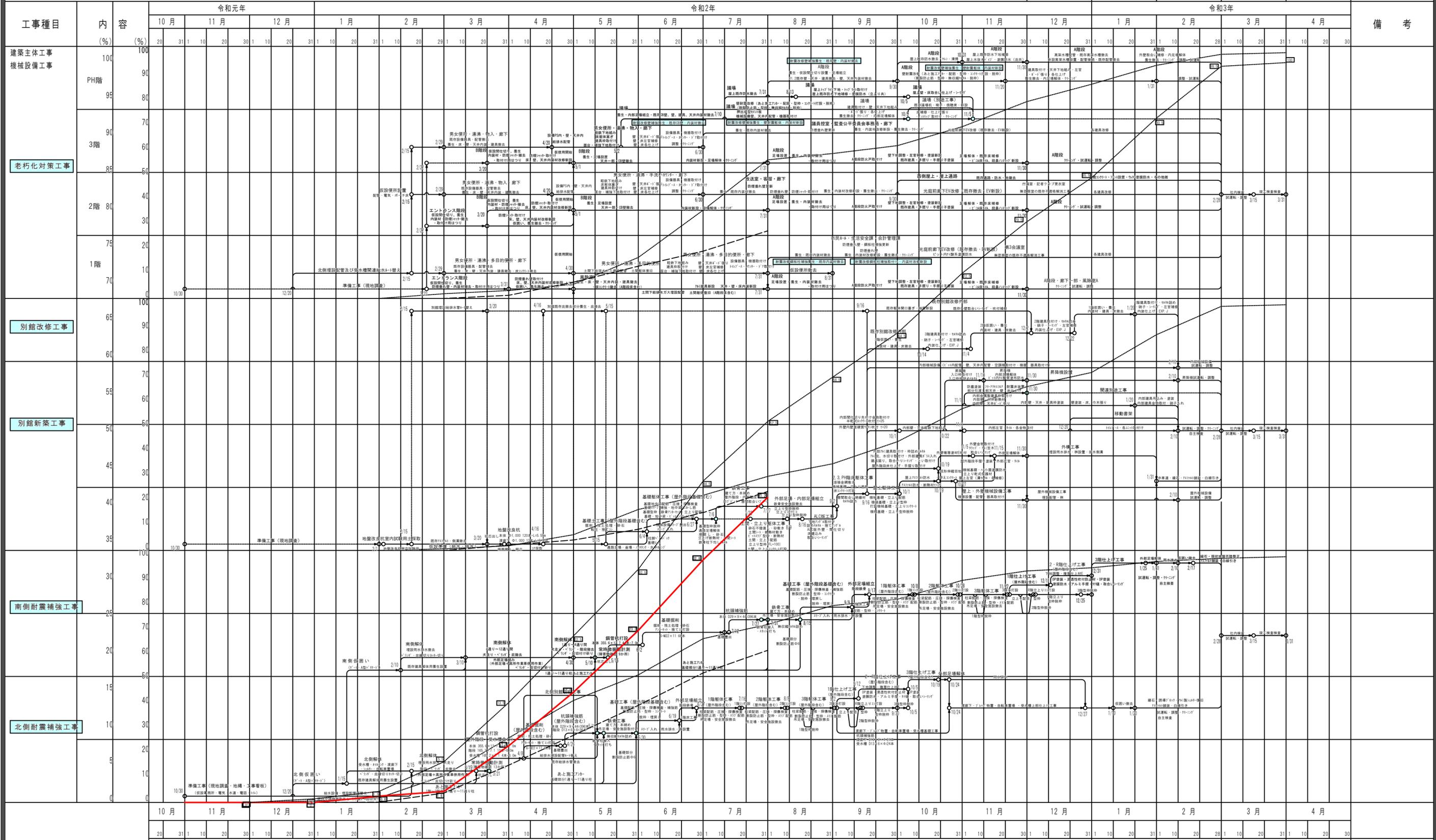
全体工程表

市役所本庁舎整備事業(建築主体工事・機械設備工事) 長沢建設、富士産業、遠東建設特定建設工事共同企業体



Table with project management roles: 総括監督員 (山本 雅之), 主任監督員 (長尾 祐輔), 監督員 (秋本 賢宏, 中務 博志), 工事監理者 (福重 和巳), 現場代理人 (高橋 徹)

(作成年月日) 令和 2年 7月23日 訂正 1-3 回目 (作成者氏名) 横沼 浩治



41.2%

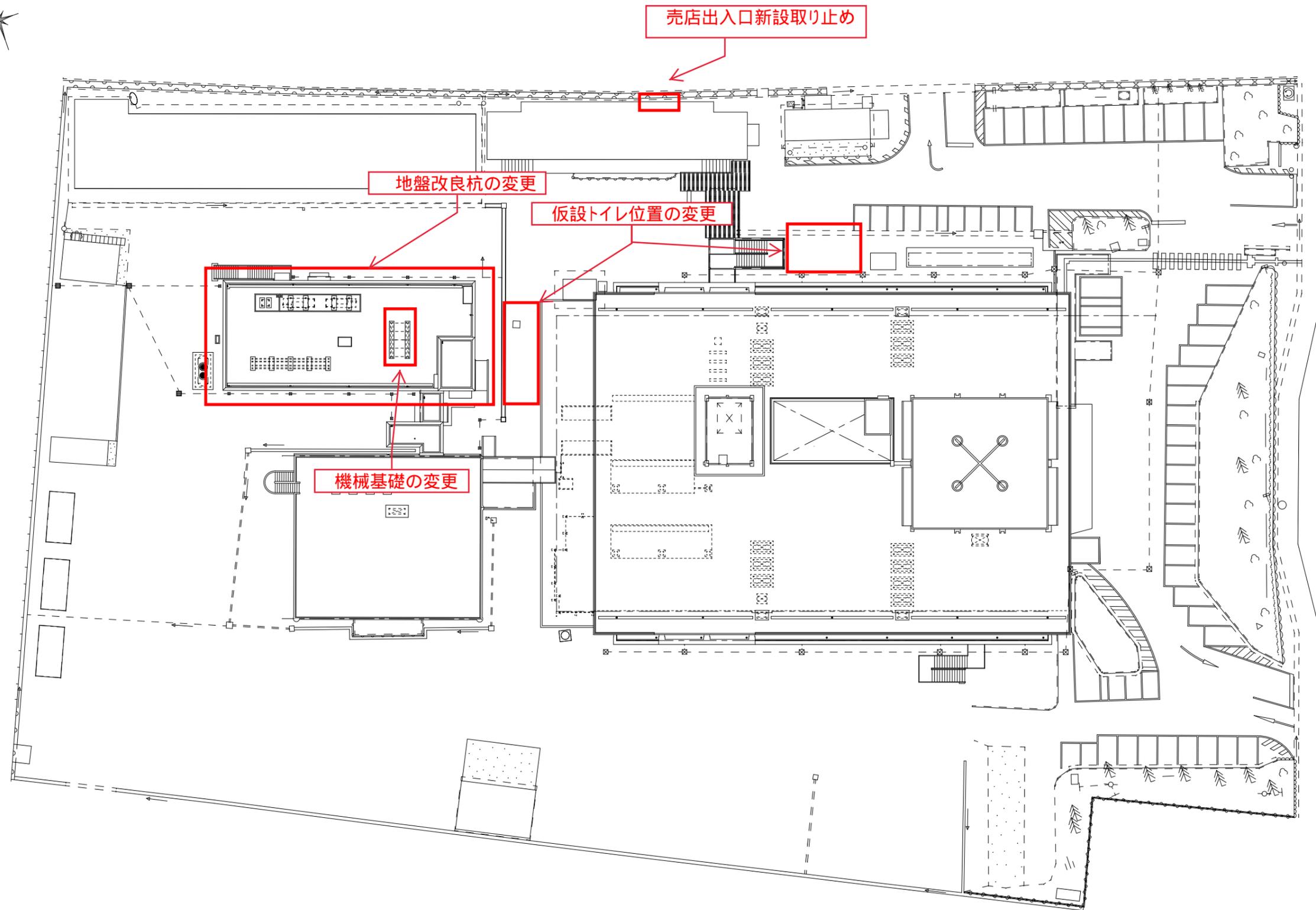
工事名 市役所本庁舎整備事業(建築主体工事・機械設備工事)

令和2年7月27日時点の主な変更内容

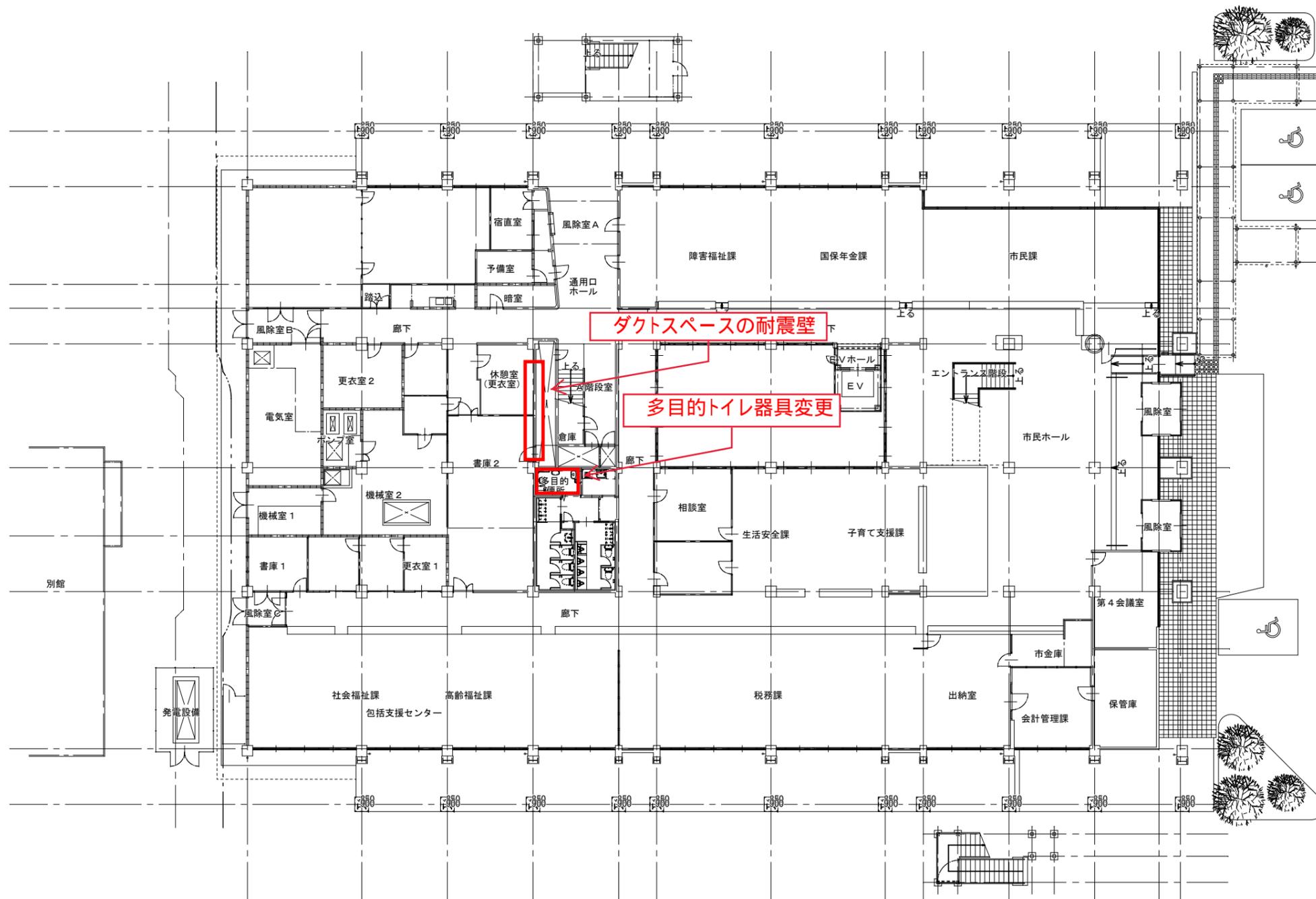
1	<p>仮設給水経路の変更</p> <p>仮設給水は、既設埋設給水管を一部利用する設計としていたが、仮設給水管を接続する既設埋設給水管の劣化が著しいことが判明し、仮設給水ルートを変更した。</p>
2	<p>仮設トイレ位置の変更</p> <p>設計では庁舎の北側に仮設便所を計画していたが、受注者と協議し、工事に支障がない本館西側、新築別館との間に移動した。</p>
3	<p>売店北側出入口新設の取り止め</p> <p>売店は、南側の出入口を封鎖し、北側に出入口を設置する計画としていたが、仮囲いの位置を変更し、工事中の売店の出入口が確保されたことから、売店北側の出入口新設を取り止めた。</p>
4	<p>新築別館 屋上機械基礎の変更</p> <p>別途発注業務の高圧受変電設備設計が建築工事発注後に完了したことから、屋上機械基礎及び設備配管小屋の形状を変更した。</p>
5	<p>ダクトスペース内のコンクリートブロック壁の改修</p> <p>本館のダクトスペース内はすべて鉄筋コンクリート壁としていたが、コンクリートブロックで作られた壁があることが判明した。コンクリートブロック壁を撤去し、コンクリートで耐震壁を施工することとした。</p>
6	<p>空調ダクトの引替え</p> <p>本館3階第一会議室東側のB階段天井を撤去したところ、空調ダクトが既存図と違う経路で設置されていることがわかった。B階段は防火区画で特殊な設備を要するため、空調ダクトの経路を廊下側に変更する。</p>
7	<p>本館1階 多目的トイレ器具の変更</p> <p>取り外し再設置となっていた大便器の洗浄操作弁は廃盤であり、メーカーの保守部品がないことが判明した。便器部についても傷等が認められるため、大便器及び給排水器具について取替とする。</p>
8	<p>議場カーペットの材質変更</p> <p>議会事務局との協議により議場床のカーペット材質を変更した。</p>
9	<p>吸音材復旧</p> <p>議場改修で壁材(松板張り)を取り外したところ、壁内の吸音材が脱落していることが判明したため、吸音材を復旧する。ただし、既設吸音材は現在流通していない建材のため、グラスウール材で復旧とした。</p>
10	<p>新築別館の地盤改良杭工事に伴う変更について</p> <p>確認申請において杭の本数等指摘があった地盤改良杭は、汚泥処分と共に変更した。</p>

※今後指示する確認申請の指摘による主な変更事項

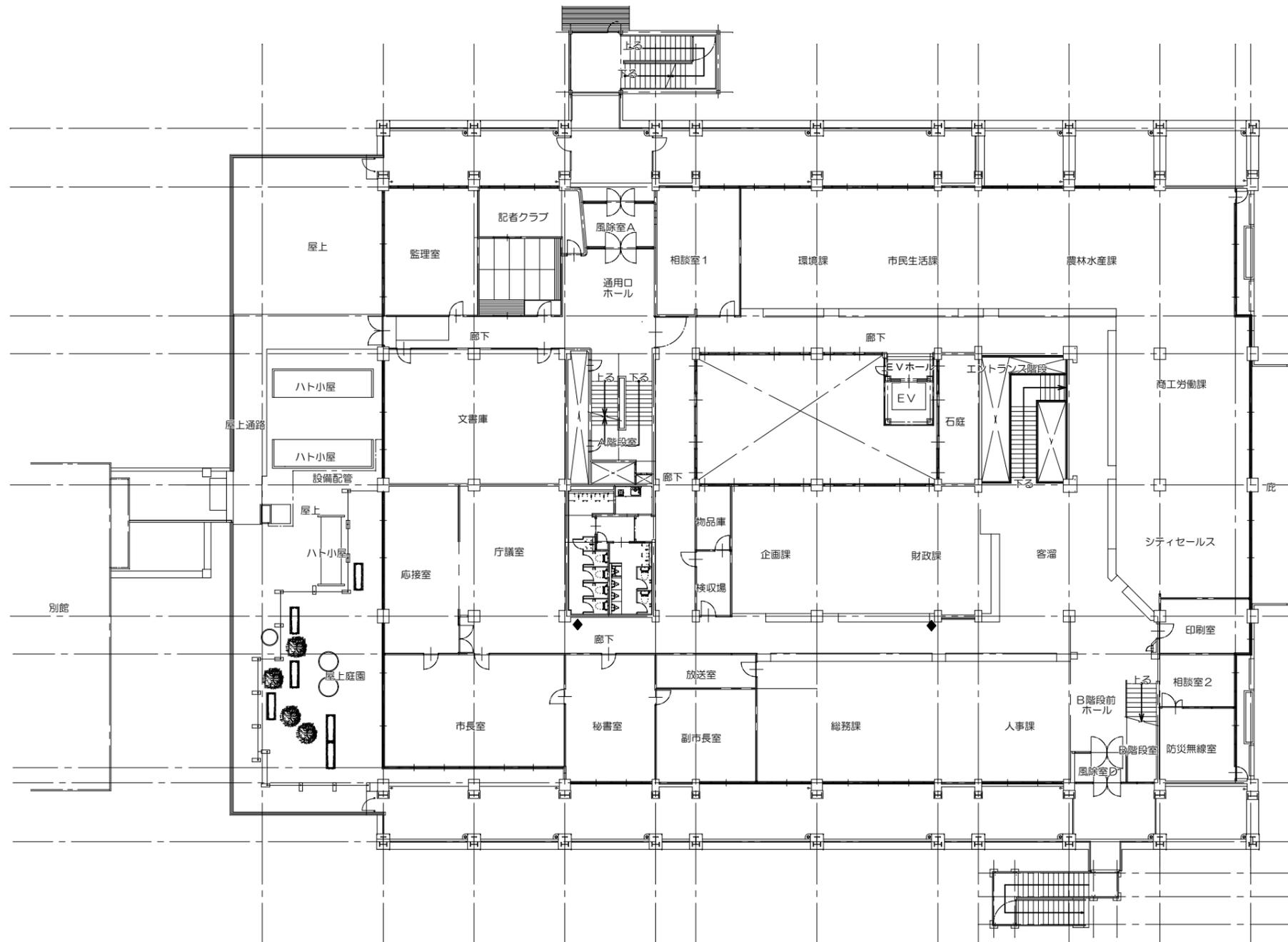
- ・各建具の防煙仕様への変更
- ・防煙垂れ壁の設置個所及び仕様の変更
- ・本館と別館2階の渡り廊下の改修取止めの変更



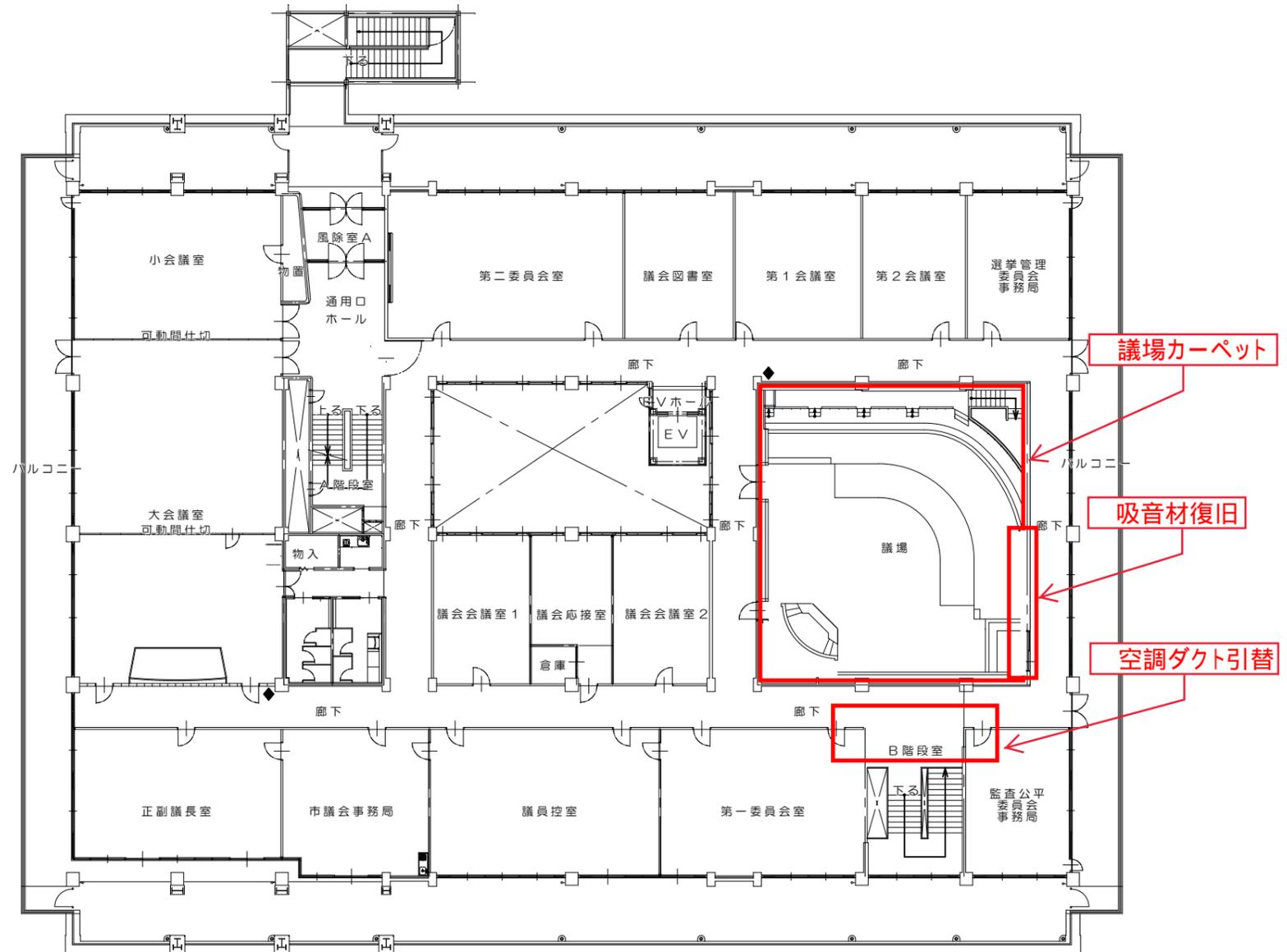
	件名 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）	図面 配置図	Scale S=non	承認・審査・設計	日付 R02(2020)/7/27 山陽小野田市建設部建築住宅課	No. 1/5
--	---------------------------------	-----------	----------------	----------	-------------------------------------	---------



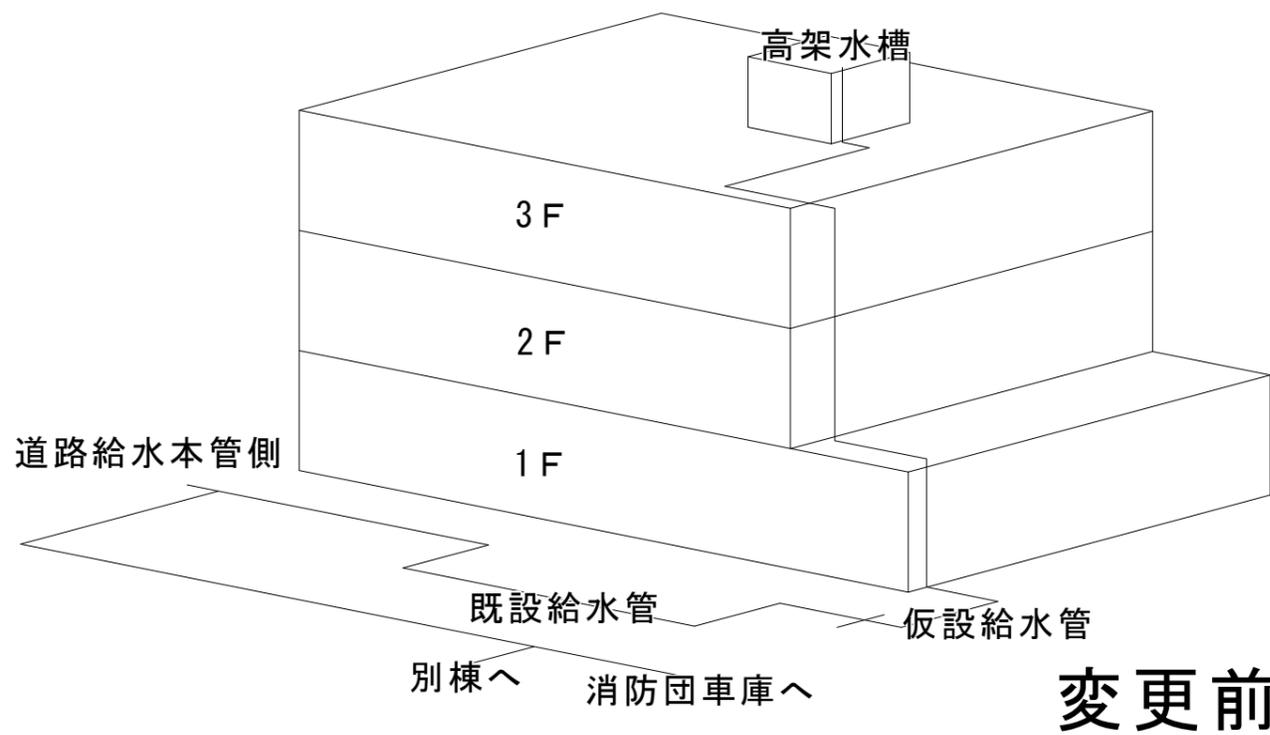
件名 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）	図面 本館1階平面図	Scale S=1/150	承認・審査・設計 山陽小野田市建設部建築住宅課	日付 R02(2020)/7/27	No. 2/5
---------------------------------	---------------	------------------	----------------------------	-------------------	---------



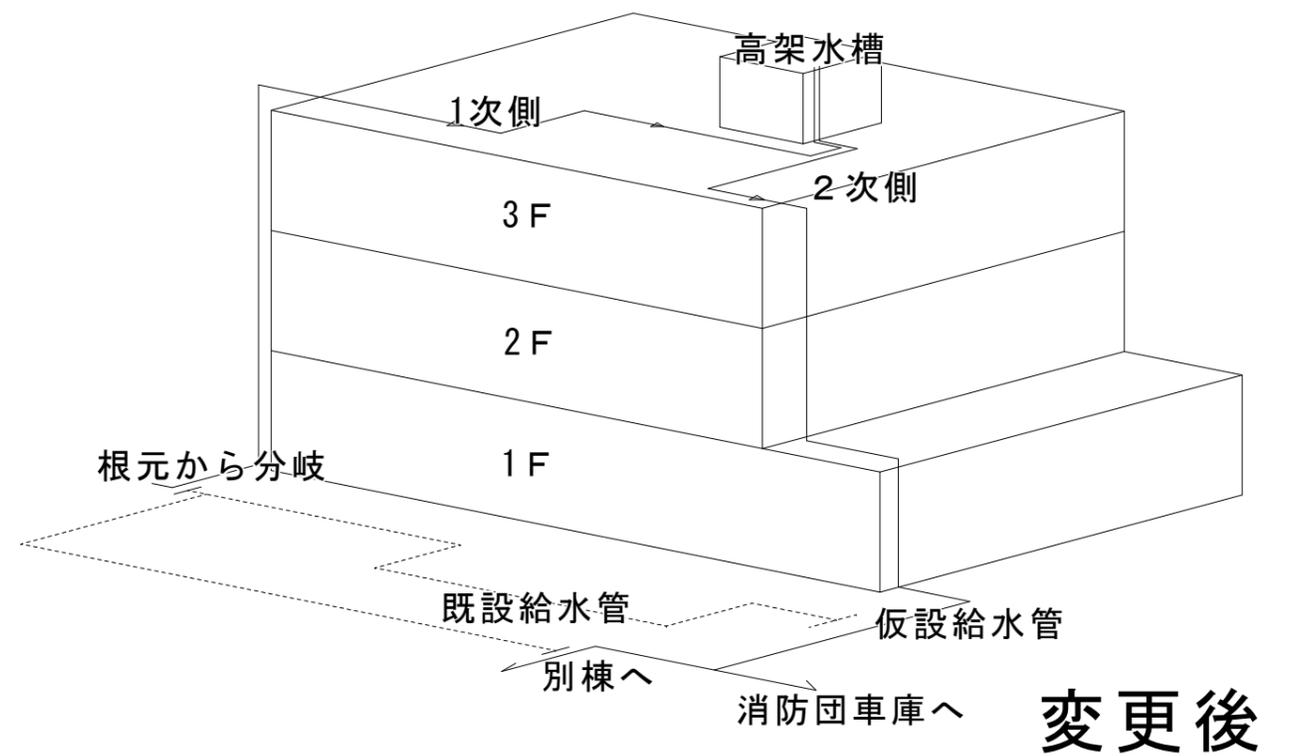
	件名 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）	図面 本館 2階平面図	Scale S = 1/150	承認・審査・設計	日付 R02(2020)/7/27 山陽小野田市建設部建築住宅課	No. 3/5
--	---------------------------------	----------------	--------------------	----------	-------------------------------------	---------



件名	市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）	図面	本館 3階平面図	Scale	S=1/150	承認・審査・設計	日付 R02(2020)/7/27	No.	4/5
----	---------------------------	----	----------	-------	---------	----------	-------------------	-----	-----



既設埋設給水管を利用し高架水槽へ送水した後、各器具へ給水



既設埋設給水管を使用せず高架水槽へ送水。
別途仮設管を敷設し、別棟棟へ給水

2020年7月27日

別館新築工事状況



別館新築工事状況



2020年7月27日

耐震改修工事状況:北面



耐震改修工事状況:南面

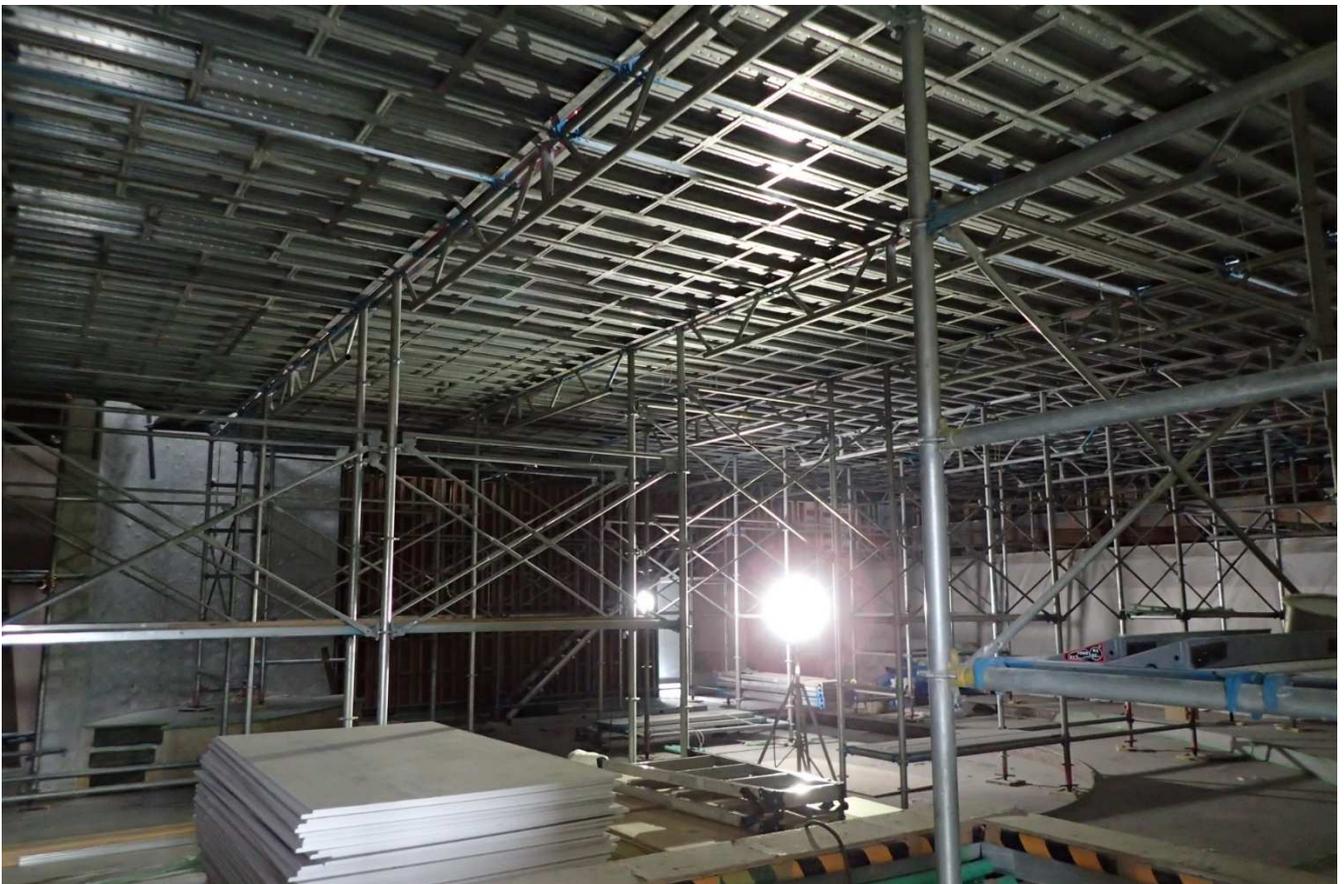


2020年7月27日

老朽化対策工事状況：議場



老朽化対策工事状況：議場



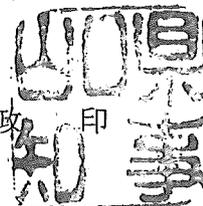
仮使用認定通知書

第R02 仮認特確宇部土木 00001号

令和2年（2020年）5月19日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県知事 村岡 嗣政 印



下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

記

1. 申請年月日 令和2年1月16日
2. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地、1806-8番地
3. 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物
又はその部分の概要
 - (1) 名称 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）
 - (2) 仮使用の用途 市役所「第1期」
 - (3) 申請の理由 本館棟南側屋外階段の撤去・増築工事によって避難経路となっている南側屋外階段が使用できないため。
 - (4) 仮使用期間 令和2年5月19日～令和3年3月31日
 - (5) 確認済証番号 第H31 確認建築宇部土木 00009号
 - (6) 確認済証交付年月日 令和元年12月16日

(条件)

- ・安全計画書を厳守のうえ使用すること。

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

仮使用認定申請書

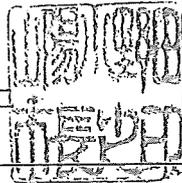
(第一面)

建築基準法第7条の6第1項第1号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定を申請します。

特定行政庁 様

令和 2 年 1 月 16 日

申請者氏名 山陽小野田市長 藤田 剛二



印

【仮使用の認定を申請する建築物等】

- 建築物
- 建築設備 (昇降機以外)
- 工作物 (法第88条第1項)
- 建築設備 (昇降機)
- 工作物 (昇降機)
- 工作物 (法第88条第2項)

※受付欄		※建築主事		※審査担当者		
令和 年 月 日	※特記	印	※決裁欄	※認定番号	※特記	
第 号				令和 年 月 日		
係員印				第 号		
※条件				係員印		



(第二面)

【1. 建築主、設置者又は築造主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 キョウオノダシヨウ アシタコウジ
【ロ. 氏名】 山陽小野田市長 藤田 剛二
【ハ. 郵便番号】 756-8601
【ニ. 住所】 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
【ホ. 電話番号】 0836-82-1111

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 336536号
【ロ. 氏名】 河田 晃男
【ハ. 建築士事務所名】
(一級) 建築士事務所 (山口県) 知事登録第 (F) 1378 号
株式会社 藤田建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 759-4106
【ホ. 所在地】 山口県長門市仙崎4295番地8
【ヘ. 電話番号】 0837-26-1580

【3. 建築確認】

- 【イ. 確認済証番号】 第H31確認建築宇部土木00009号
【ロ. 確認済証交付年月日】 令和元年12月16日
【ハ. 確認済証交付者】 山口県建築主事 大津 亮一

【4. 敷地の位置】

- 【イ. 地名地番】 山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地, 1806-8番地
【ロ. 住居表示】

【5. 設置する建築物又は工作物】

- 【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】

【6. 仮使用の用途】

市役所

【7. 工事着手予定年月日】 令和元年12月20日

【8. 工事完了予定年月日】 令和3年3月31日

【9. 仮使用期間】 令和2年5月1日から 令和3年3月31日まで

【10. 申請の理由】

- 第1期：本館棟南側屋外階段の撤去・増築工事によって避難経路となっている南側屋外階段が使用できないため
第2期：工事が完了する前に避難経路となる南側屋外階段を使いながら残りの工事を行うため

【11. 備考】

- 【指定確認検査機関の名称】
【引き受けられた日付】



変更一覧
工事名 市役所本庁舎整備事業(電気設備工事)

1	<p>宿直室天井改修工事</p> <p>宿直室設置の仮設連動操作盤を本設盤の納期を早める事で廃止。その増減金額を宿直室天井改修費用にあてがう事とした。2期工事で宿直室天井照明のLED化が予定されていたので、その分も前倒しで今回実施する事とした。</p>
2	<p>連動操作盤(消防設備)</p> <p>上記1の内容。本設連動操作盤の納期変更にて、仮設分が不要となった為、廃止。</p>
3	<p>本庁舎議員入退室表示およびテレビ配線移設工事</p> <p>2階便所内の「そで壁」が改修後、なくなる事により、それに支持されていた既設電線管の支持が出来なくなり、配線ルートを変更する必要が生じた為。(既設電線管は改修後は撤去)</p>
4	<p>放送アンプ取替え工事</p> <p>現状の放送アンプでも容量が不足している事が判明。今回工事で増築別棟分を含めるとさらに容量不足となり、放送アンプ交換が必要となった為。</p>
5	<p>照明器具取替え及び追加設置工事</p> <p>本庁舎仮使用申請に伴い、照明器具(非常照明付)の追加設置を行う必要が建築よりあった為。</p> <p>非常照明調査及び取替え工事</p> <p>仮使用に伴う建築主事検査において、既設非常照明についても点灯確認する指示があり、急ぎ、避難通路分の不良箇所の改修を実施する必要が生じた。</p> <p>非常照明器具更新工事</p> <p>上記6の不足分(本庁舎部屋内及び別館分)についても同様に不良箇所の改修を実施する必要が生じた。</p>
6	<p>屋外照明</p> <p>2階本館-別館間の渡り廊下部設置の照明器具が不要となった為、廃止。</p>
7	<p>区画貫通処理</p> <p>本工事において本庁舎DS(ダクトスペース)内を通過させる配線工事を実施していた際、既設配線において不適切な貫通処理がなされている箇所を発見した。この不適切部分は完成検査時に指摘を受ける事になる為、適正な処理に改修する必要が生じた。</p>
8	<p>トイレ呼出表示器の設置</p> <p>現状、1階便所に多目的トイレが設置してあるが、その呼出表示が旧式である。2期工事において1階玄関横に新たに多目的トイレの設置が予定されており、この呼出表示は、1窓を総務課の壁に設置し、確認できるようになっている。この呼出表示を3窓とし、既設多目的トイレ分も取込む事とした。1窓→3窓(2窓は製品なし)の価格差が安く、その方が配線作業的にも綺麗に仕上がる)</p>
11	
12	

1、宿直室天井改修工事

施工前

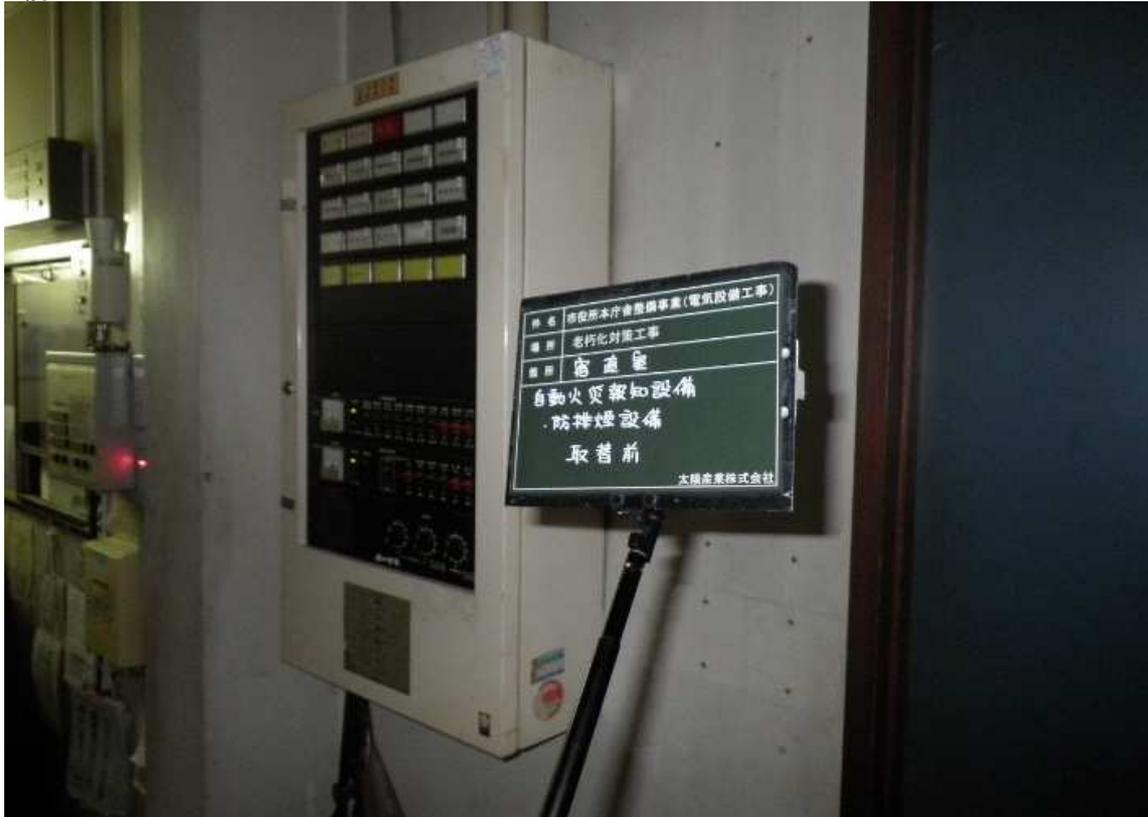


施工後



2、連動操作盤(消防設備)

施工前



施工後

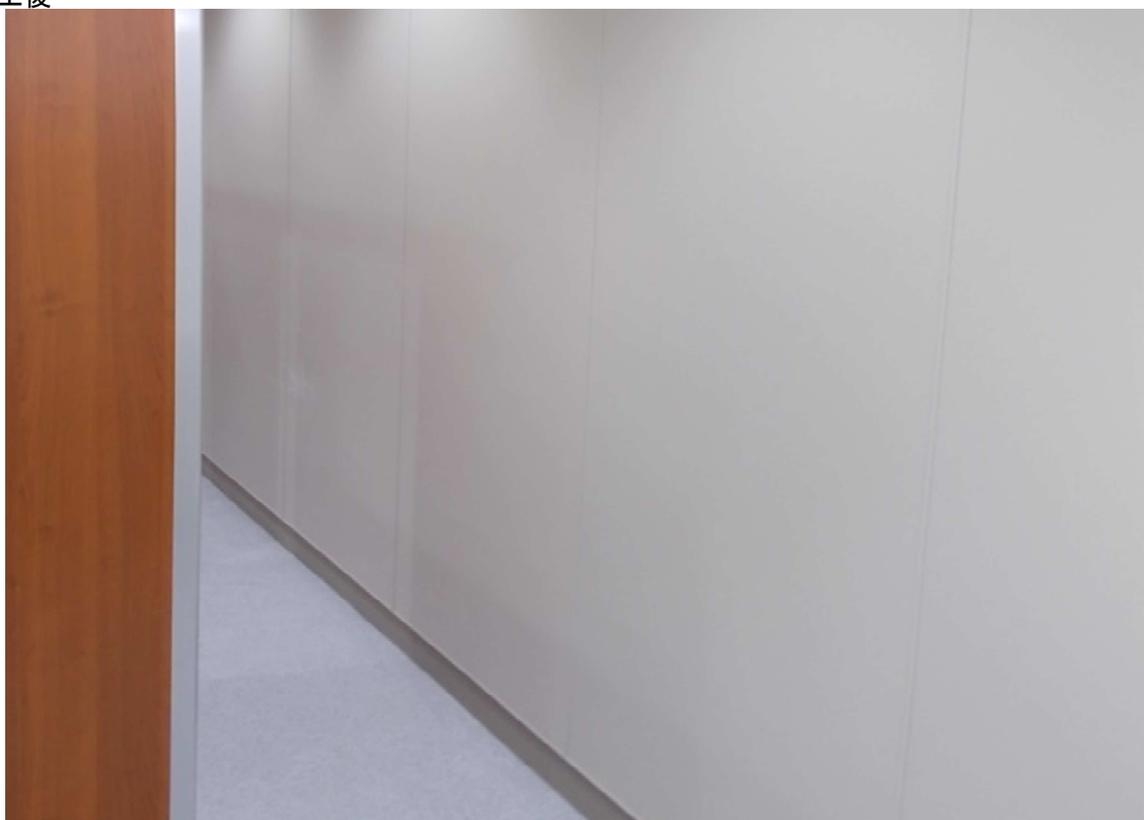


3、本庁舎議員出退室表示
およびテレビ配線移設工事

施工前



施工後



4、放送アンプ取替え工事

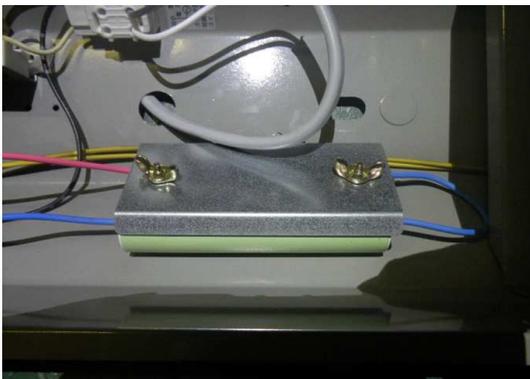
施工前



未施工

5、非常照明機器・バッテリー交換

施工前



施工後



	非常照明機器(本体)交換		蛍光灯非常照明 バッテリー不良	一般照明(LED)
	・LED普通照明(非常灯付)	・LEDダウンライトタイプ		
	(安定器不良)	(バッテリー不良)		
①非常照明機器不良による交換			バッテリー交換	
1階 執務室(調査箇所15)	3	4	3	
2階 執務室(調査箇所40)	3	7	7	
3階 執務室(調査箇所43)	3	16	5	
1階 通路部分(調査箇所24)	8	7		
2階 通路部分(調査箇所19)	10	4		
3階 通路部分(調査箇所15)	8	3		
別館1階(調査箇所8)		2	6	
別館2階(調査箇所17)			14	
別館3階(調査箇所17)		1	11	
②仮使用の為による交換				
1階執務室		8		
1階 A階段	2			
2階 A階段	2			
2階 B階段	2			
3階 通路部分	6			6
3階 A階段	2			
③宿直室天井改修に伴う				2
合計	49	52	46	8

注)

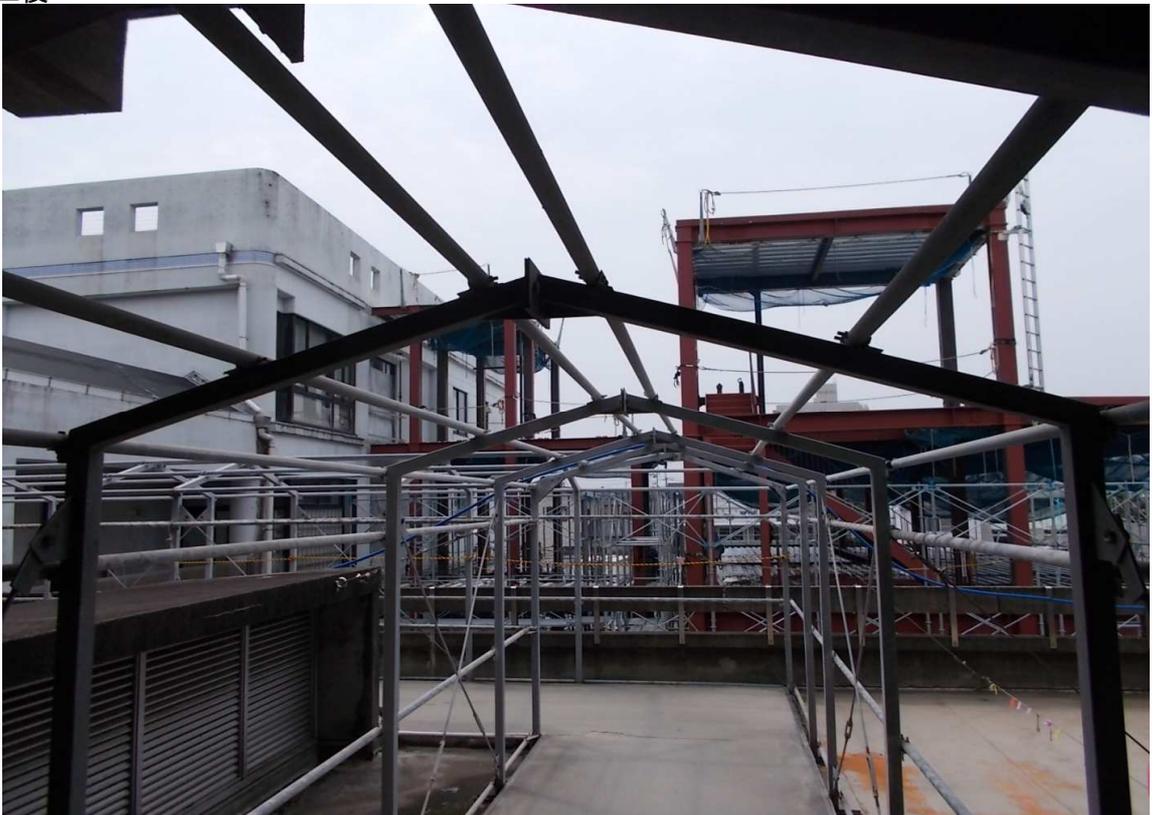
- 1.既設非常照明は、蛍光灯タイプ(2灯)が設置されていましたが、安定器不良による不点の物はLEDタイプの非常照明付に交換。
- 2.既設ダウンライト非常照明(電球タイプ)で不点の物は、バッテリー交換はせず、LED式の非常照明に交換(原因はバッテリー不良が100%)。
(価格がバッテリーによりほぼ決まり、バッテリー交換と新規交換での価格差が小さい為)
- 3.既設蛍光灯非常照明の内、一般照明としては使用可能なもの(調査の結果 9Eあり)は、本庁舎内で一般照明不点箇所の機器と交換し廃棄せず、再利用しております。

6、屋外照明

施工後



施工後



7、区画貫通処理

施工前



施工後



8、トイレ呼出表示器の設置

施工前



施工後

